

2026年6月
明治安田生命保険相互会社

財形住宅貯蓄積立保険 非課税払出要件の変更について

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

令和8年度の税制改正に伴って、令和8年4月1日付「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、財形住宅貯蓄積立保険契約における非課税払出要件が変更されました。

下記が最新内容となりますので、ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

記

■取得する住宅の法的要件(令和8年6月現在)

- ア. 契約者様本人名義の持ち家かつ自己居住用住宅であること
- イ. 居住用部分の床面積が **40㎡以上** であること
- ウ. 中古住宅を取得する場合、上記の他に以下の要件を満たすこと
 - ①昭和57年1月1日以降に建築された住宅であること
 - ②昭和56年12月31日以前に建築された住宅の場合は「耐震基準適合証明書」を提出できる住宅であること

■増改築等の法的要件(令和8年6月現在)

- ア. 契約者様本人名義の持ち家かつ自己居住用住宅であること
- イ. 増改築後の居住用部分の床面積が **40㎡以上** であること
- ウ. 工事費用が75万円超であること
- エ. 建築基準法上に定める増築、改築、大規模修繕、大規模模様替えであること
- オ. 工事部分に居住用以外の部分がある場合、居住用部分の工事費用が全体工事費用の2分の1以上であること

※税務上の取扱いについては2026年6月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

※ご契約の際には「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

「契約概要」および「注意喚起情報」はお申込みいただくご契約の内容や、ご契約に伴う重要なことから、特にご確認ください事項を記載しています。

(ご参考) 厚生労働省ホームページ

mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_38473.html

以上